

議案第 15 号

山都町二瀬本研修センター条例の廃止について

山都町二瀬本研修センター条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 3 月 6 日提出

山都町長職務代理者

山都町副町長 楠林 力也

(提案理由)

二瀬本研修センターの供用を廃止することに伴い、山都町二瀬本研修センター条例を廃止する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町二瀬本研修センター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和　　年　　月　　日

山都町長職務代理者　山都町副町長

山都町条例第　　号

山都町二瀬本研修センター条例を廃止する条例

山都町二瀬本研修センター条例（平成17年山都町条例第114号）は、廃止する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町二瀬本研修センターについて

●沿革

- 昭和47年 二瀬本研修センター開館（鉄骨造平屋建 554 m² 工費 3,172万円）
平成11年 営農センター供用開始に伴い、施設利用を休止
同年 NPO法人に行政財産貸付
令和3年 NPO法人退去

●概要

昭和47年に農業経営及び技術の研修、生活改善、環境整備等農業後継者などの基礎研修を推進するために建設された施設である。

平成11年に山都町総合行政センターに営農センターを併設したことにより、施設としての利用を行っていない。利用者がいないため、NPO法人に施設の貸し付けを行っていたが、施設の老朽化のため、令和3年に退去された。

令和元年に公共施設の個別施設計画策定のための劣化調査を実施し、耐震調査の実施を勧められたが、調査費用が概算で350万円となる見込みのため、利用の無い施設に耐震調査の実施は事実上不可能であると判断し、耐震化もせず、現状に至る。

●施設維持管理費用 年間約309,000円

●今後の利活用について

- ・農村施設としては利用しない。また、蘇陽支所の施設として再活用は考えていない。（支所内にも空きがあることから、倉庫等に使用することはない。）
- ・用途廃止の手続きを進め、①普通財産へ移管 ②建物解体 ③蘇陽支所以外の課への所管替えのいずれかの選択をしたい。